



発行 東京都

目次

規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告示

○市街地再開発組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一

○種苗生産事業者の登録……………（産業労働局農林水産部森林課）…二

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………二

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………二

○個人、政党及び政党等演説会場の指定……………二

告示（監）

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者……………三

公告

○認定特定非営利活動法人の認定の失効……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

○低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………（環境局環境改善部大気保全課）…四

規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公

布する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百七十六号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万一千六百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償（適用日から施行日の前日までに係る分に限る。）は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告示

●東京都告示第八百六十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第八百六十七号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号 第六十九号

二 生産事業者

(一) 氏名 平野 雄大

(二) 住所 東京都あきる野市切欠一九四三

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地 平野農園

東京都あきる野市切欠一九四三

一 登録番号 第七十号

二 生産事業者

(一) 氏名 株式会社 木林士

代表取締役 水出 健二

(二) 住所 東京都八王子市下恩方町一三八一

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地 株式会社 木林士

東京都八王子市下恩方町一三八一

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年六月二十三日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

ザ番禺ハウス 千代田区二番町七番地六

しまナーシングホーム飯 新宿区西五軒町十一番十号

田橋

ニチイホーム中野南台 中野区南台三丁目二十六番二十四号

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和三年六月二十三日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

安田病院 大田区大森北一丁目十一番十八号

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があつた。

令和三年六月二十三日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年5月28日	世田谷区選挙管理委員会	守山地区会館	世田谷区代田六丁目21番5号

告 示 (監)

●東京都監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和3年6月23日

- 東京都監査委員 山内 晃
- 東京都監査委員 早坂 義弘
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏名 住所
- 白山 真一 文京区水道二丁目15番7-308号
- 金 志煥 兵庫県神戸市北区花山中尾台二丁目3番地の6
- 橋高 英治 大阪府豊中市刀根山元町4番37号
- 石村 英雄 大田区久が原四丁目29番1号 ダイヤハイツ久が原301号
- 岩崎 康子 千代田区神田須田町一丁目4番地15 レスプリ ヶeruleル502号
- 作本 遼 江東区大島一丁目8番23-1003号
- 内野 恵美 練馬区豊玉中二丁目10番8号 フレミニユ豊玉501号室
- 松永 好司 文京区小日向一丁目24番10号 ジュネス小日向
- 林 伸一 愛知県弥富市鯛浦町上六46番地10

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

令和3年6月23日から令和4年3月31日まで

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人APEX

二 代表者の氏名

井上 斉

三 主たる事務所の所在地

台東区根岸一丁目五番十二号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和三年四月十三日

一 名称

特定非営利活動法人Ohana

二 代表者の氏名

阿部 陽一郎

三 主たる事務所の所在地

国分寺市新町一丁目十八番地九

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和三年四月十八日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

一 府中市西府町五丁目二十二番  
練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

東久留米市小山三丁目四百六十七番一及び同番六

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

清瀬市竹丘三丁目千五百四十六番三十三

清瀬市竹丘三丁目十六番十四号  
島崎仙五郎

低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定について

いて

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和三年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA A

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

令和三年四月二十七日

別記一

グレードA

認定番号  
認定機器の種類

GAA二〇四〇〇  
冷水水発生機

GAA二〇四〇〇  
同右

代表型式の名称

NEG-0080AN5Aほか五十二型式

NEG-0080BN5Aほか五十二型式

申請者の氏名又は名称

川重冷熱工業株式会社

同右

別記二

グレードA

認定番号  
認定機器の種類

GAX二〇四〇〇  
冷水水発生機

GAX二〇四〇〇  
同右

GAX二〇四〇〇  
コージェネレーションユニット

代表型式の名称

QUW-V50Lほか七型式

QUW-V50LEほか七型式

CP25D2-TNJGほか一型式

申請者の氏名又は名称

パナソニック株式会社

同右

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

